

高知県森林審議会規則をここに公布する。

○高知県森林審議会規則

(平成 26 年 3 月 28 日規則第 22 号)

高知県森林審議会規則

(設置等)

第 1 条 この規則は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 68 条第 1 項に規定する都道府県森林審議会として高知県森林審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 委員の定数は、15 人以内とする。

(会議)

第 3 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、会議に付すべき事項を委員に通知しなければならない。

3 会議の議長は、会長が当たる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、議事録を作成しなければならない。

7 議事録には、出席した委員のうち会長が指名する 2 人以上の者が署名し、及び押印しなければならない。

(部会)

第 4 条 審議会に森林保全部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員 5 人で組織する。

3 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 林地開発行為に関する事項

(2) 保安林の転用に係る解除に関する事項

4 前項各号に掲げる事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 部会長は、部会の審議の経過及び決議の内容を速やかに会長に報告しなければならない。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(報告)

第 5 条 会長は、審議会の決議の要旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。